

入 所

重要事項説明書

主治医意見書閲覧に関する同意

個人情報に関する同意

貴重品管理に関する同意

その他の利用料希望確認表

契約書

契約書別紙

【2024 年 8 月 1 日現在】

介護老人保健施設

草加ロイヤルケアセンター

TEL 048-930-5591

FAX 048-935-5025

再契約（一時的に入院等により再契約が必要になられた利用者様）

① 年 月 日 契約者氏名_____印

② 年 月 日 契約者氏名_____印

③ 年 月 日 契約者氏名_____印

重 要 事 項 説 明 書

1. 介護老人保健施設「草加ロイヤルケアセンター」の概要

(1) 事業所の名称・所在地等

・事業所名	草加ロイヤルケアセンター
・開設年月日	平成17年7月1日
・所在地	埼玉県草加市柿木町123-2
・電話番号	048-930-5591
・ファックス番号	048-935-5025
・開設者	理事長 中村 哲也
・管理者	施設長 大江 容子
・介護保険事業者番号	1151880038

(2) 当法人の概要

・法人名	医療法人 財団 明理会
・代表者役職・氏名	理事長 中村 哲也
・法人所在地	東京都板橋区本町36-3
・法人本部電話番号	03(3965)5971
・定款の目的に定めた事業	1. 病院の経営 2. 診療所の経営 3. 介護老人保健施設の経営 4. その他これに付随する業務（以下の経営） 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、 地域包括支援センター、その他
・事業所数	*病院・介護老人保健施設 28カ所 *診療所 5カ所

(3) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営む事ができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には療養環境の調整など退所時の支援も行っていますので、安心して退所いただけます。

(4) 運営方針

1. 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的な管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その居宅における生活への復帰を目指します。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行います。
3. 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスの提供を受けることができるように努めます。

(5) 施設の職員体制 【従来型】(基準数以上による)

	常 勤	非常勤	業務内容
医 師	1	0	医療
看 護 職 員	8		看護業務
薬 剤 師		0.5	薬剤管理
介 護 職 員	20		介護業務
支 援 相 談 員	1		相談業務
理学療法士等	1		機能訓練業務
管 理 栄 養 士	1		栄養指導
介護支援専門員	1		サービス計画の作成
事 務 職 員	3		事務会計
そ の 他	2		用務

【ユニット型】(基準数以上による)

	常 勤	非常勤	業務内容
医 師	1		医療
看 護 職 員	7		看護業務
薬 剤 師		0.5	薬剤管理
介 護 職 員	18		介護業務
支 援 相 談 員	1		相談業務
理学療法士等	1		機能訓練業務
管 理 栄 養 士	1		栄養指導
介護支援専門員	1		サービス計画の作成
事 務 職 員	3		事務会計
そ の 他	2		用務

(6) 施設の設備等の概要

【従来型】

定 員	80名(認知:40名)	診 察 室	1
居 室	4人室	食 堂	4 (各フロアー)
	2人室	レクリエーションルーム	4 (各フロアー)
	個 室	機能訓練室	4 (各フロアー)
		談 話コーナー	1
ADL 訓練室	1	理美容コーナー	1
相 談 室	2	ボランティアルーム	1
浴 室	一般浴槽と特別浴槽	事務室	1

【ユニット型】

定 員	72名	診 察 室	1
食 堂	6 (各フロアー)	相談室	2
レクリエーションルーム	6 (各フロアー)	ボランティアルーム	1
機能訓練室	6 (各フロアー)	浴 室	一般浴槽と特別浴槽
ユニット個室	72室	談 話コーナー	3
ADL 訓練室	1	理美容コーナー	1
浴 室	一般浴槽と特別浴槽	事務室	1

(7) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業者への研修の実施	有	年1回以上の専門研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束の有無	有	生命・身体を保護する為に緊急やむを得ない場合のみ、同意の上行う。
感染症の管理体制	有	感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のため指針を整備し、対策検討会議を月1回以上開催
介護事故に対する安全管理体制	有	施設内で発生した事故について毎月開催される身体検討委員会にて分析し改善策を検討
褥瘡防止対策の体制	有	褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する体制を整備
介護サービス情報の公表	有	指定調査機関による調査（年1回）・公表
その他	無	

2. サービス内容

①施設サービス計画の立案・見直し（3カ月に1回、または状況により適宜）

②食事： 原則として食堂でおとりいただきます。

朝食 8時00分 ～ 9時00分 昼食 12時00分 ～ 13時00分
おやつ 15時00分 ～ 夕食 18時00分 ～ 19時00分

③入浴： 最低週2回入浴できます。ただし、身体状況に応じて、特別浴槽または清拭となる場合があります。

④比較的安定した病状についての医療： 診察、検査、投薬、処置等

⑤健康管理： 体温、脈拍、血圧の測定。服薬の管理、保健衛生上の指導、症状や心身の状況に応じた看護

⑥介護： 施設サービス計画に沿って下記の介護を行ないます。食事、口腔ケア、着替え、排泄、おむつ交換、体位交換、離床、施設内の移動の付添い等の介助

⑦機能訓練： 個別・集団等のリハビリテーションやレクリエーションを行ないます。

⑧レクリエーション： 集団レクリエーション・合唱・散歩・誕生日会・季節行事等

⑨栄養管理： 栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑩相談援助： 入退所相談、生活相談、行政手続きの説明

⑪理美容： 理容師による出張サービス

⑫その他： 利用者の能力に応じた日常生活を営めるよう各種の支援を行ないます。

*これらのサービスの中には、利用者の方から、基本利用料とは別に利用料金を頂く物もありますので、個別にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料【基本型】(1日あたりの自己負担分)

要介護度	負担割合	基本サービス費		食費	居住費
		ユニット型個室	多床室		
1	1割負担	838円	829円	1日あたり 2,003円 (非課税) *減額制度あり	1日あたり ・ユニット個室 2,066円 ・多床室 597円 (非課税) *減額制度あり
	2割負担	1,676円	1,658円		
	3割負担	2,514円	2,486円		
2	1割負担	887円	881円		
	2割負担	1,773円	1,762円		
	3割負担	2,659円	2,643円		
3	1割負担	954円	949円		
	2割負担	1,908円	1,898円		
	3割負担	2,862円	2,847円		
4	1割負担	1,012円	1,005円		
	2割負担	2,023円	2,009円		
	3割負担	3,035円	3,013円		
5	1割負担	1,064円	1,058円		
	2割負担	2,128円	2,115円		
	3割負担	3,192円	3,173円		

② 施設利用料【強化型】(1日あたりの自己負担分)

要介護度	負担割合	基本サービス費		食費	居住費
		ユニット型個室	多床室		
1	1割負担	916円	911円	1日あたり 2,003円 (非課税) *減額制度あり	1日あたり ・ユニット個室 2,066円 ・多床室 597円 (非課税) *減額制度あり
	2割負担	1,831円	1,821円		
	3割負担	2,747円	2,731円		
2	1割負担	995円	990円		
	2割負担	1,990円	1,980円		
	3割負担	2,985円	2,969円		
3	1割負担	1,064円	1,060円		
	2割負担	2,128円	2,120円		
	3割負担	3,192円	3,179円		
4	1割負担	1,126円	1,121円		
	2割負担	2,251円	2,241円		
	3割負担	3,377円	3,361円		
5	1割負担	1,181円	1,176円		
	2割負担	2,362円	2,352円		
	3割負担	3,543円	3,527円		

* 食費・居住費の減額について

	食費	居住費【ユニット型個室】	居住費【多床室】
第1段階	300 円	880 円	0 円
第2段階	390 円	880 円	430 円
第3段階①	650 円	1,370 円	430 円
第3段階②	1,360 円	1,370 円	430 円

*居住費・食費については負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額になります。

*高額介護サービス費について

・1～3割負担額が、決められた上限額を超えた場合、申請により超えた分が戻る場合があります。

区分		世帯の上限額	個人の上限額
住民税 非課税 世帯	生活保護受給者の方等	15,000 円	15,000 円
	老齢福祉年金受給者の方 前年の合計所得金額と課税年金収入額の 合計が 80 万円以下の方	24,600 円	15,000 円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の 合計が 80 万円超の方	24,600 円	24,600 円
住民税 課税世帯	一般（下記以外の住民税課税世帯の方）	44,400 円	44,400 円
	年収約 383 万円以上 770 万円未満の方	44,400 円	44,400 円
	年収約 770 万円以上 1,160 万円未満の方	93,000 円	93,000 円
	年収約 1,160 万円以上の方	140,100 円	140,100 円

(2) 加算項目

	内 容	金 額			備 考
		1割負担	2割負担	3割負担	
1	初期加算（Ⅰ）	63 円/日	126 円/日	189 円/日	入所日から 30 日以内の期間に算定。 施設の空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等のシステムや、施設のウェブサイトへの定期的な公表、急性期病床を持つ医療機関の入退院支援部門を通じ情報共有を行うとともに、急性期医療を担う医療機関への入院後 30 日以内に退院した者を受け入れた場合に算定。
	初期加算（Ⅱ）	32 円/日	63 円/日	94 円/日	入所日から 30 日以内の期間に加算。当該入所者が過去三月間（ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅣに該当する者の場合は過去一月間とする。）の間に、当該介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定。ただし、初期加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。
2	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4 円/日	7 円/日	10 円/日	以下の要件を満たした場合算定 ・入所者総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置 ・施設従業者に対し、認知症ケアに関する留意事項や技術指導に係る会議を定期的に開催
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	5 円/日	9 円/日	13 円/日	上記（Ⅰ）に加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導を実施しており、介護・看護職員ごとの認知症ケ

					アに関する研修計画を作成し、研修を実施している場合に算定。
3	認知症ケア加算	80 円/日	159 円/日	239 円/日	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、認知症専門棟にてケアを行った場合に算定
4	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	157 円/月	314 円/月	471 円/月	以下の要件を満たした場合算定 (1) 入所者総数のうち、周囲の者による日常生活への注意を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上 (2) 認知症介護指導者養成研修又は認知症介護実践リーダー研修及び認知症介護実践者研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、評価に基づく値を測定し、チームケアを実施している (4) カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを実施
	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	126 円/月	251 円/月	377 円/月	上記Ⅰの（1）（3）（4）の基準に適合し、認知症介護実践者研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる
5	若年性認知症入所者受入加算	126 円/日	251 円/日	377 円/日	若年性認知症入所者を受け入れた場合に算定
6	認知症行動・心理症状緊急対応加算	209 円/日	418 円/日	627 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所が必要であると判断した者に対し、施設サービスを行った場合、入所日から起算して7日を限度として算定
7	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	35 円/月	69 円/月	104 円/月	入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、提出情報及びフィードバック情報を活用し、必要に応じて計画書の内容を見直すなど、リハビリテーションの提供に当たって、サービスの質の管理を行う
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	56 円/月	111 円/月	166 円/月	上記（Ⅱ）に際し、口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること、関係職種間で、リハビリテーション・口腔・栄養の情報の一体的な共有と、提出情報の活用、リハビリテーション計画について必要な見直し・共有をしている場合に算定。
8	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	209 円/日	418 円/日	627 円/日	入所後3ヵ月間に集中的にリハビリテーションを行った場合に算定。算定期間は入所後3ヵ月以内
	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	270 円/日	540 円/日	809 円/日	上記（Ⅱ）に際し、入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、評価結果等の情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じてリハビリテーション実施計画書を見直している場合に算定。算定期間は入所後3ヵ月以内

9	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	126 円/日	251 円/日	377 円/日	認知症であると医師が判断した者に対し、入所後 3 ヶ月間に集中的にリハビリテーションを行った場合、1 週に 3 日を限度として算定。算定期間は入所後 3 ヶ月以内
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	251 円/日	502 円/日	753 円/日	上記（Ⅱ）に際し、入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション実施計画を作成している場合に算定
10	栄養マネジメント強化加算	12 円/日	23 円/日	35 円/日	以下の要件を満たした場合算定 ・管理栄養士を常勤換算方法で、入所者数を 50（施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70）で除した数以上配置 ・低栄養状態又は、低栄養のリスクが高い入所者に対して、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、栄養管理のための食事の観察を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、心身状況、嗜好等を踏まえた食事の調整を実施 ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し問題があれば早期に対応する ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたり、当該情報その他必要な情報を活用している
11	ターミナルケア加算 （死亡日 45 日前～31 日前）	76 円/日	151 円/日	226 円/日	医師が、一般的な医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した者に対し、入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルに係る計画が作成されている場合に算定。計画の作成は、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考に、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定の支援に努め、多職種が共同して、随時、本人又はその家族へ説明し、同意を得てターミナルケアを行う。
	ターミナルケア加算 （死亡日 30 日前～4 日前）	168 円/日	335 円/日	502 円/日	
	ターミナルケア加算 （死亡日前々日、前日）	951 円/日	1,902 円/日	2,853 円/日	
	ターミナルケア加算 （死亡日）	1,986 円/日	3,971 円/日	5,957 円/日	
12	経口移行加算	30 円/日	59 円/日	88 円/日	経管栄養から経口栄養に移行するために、栄養管理・支援が必要だと医師が判断した者が対象。経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合。
13	経口維持加算（Ⅰ）	418 円/月	836 円/月	1,254 円/月	摂食機能障害や嚥嚥がある入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合。
	経口維持加算（Ⅱ）	105 円/月	209 円/月	314 円/月	当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に、医師（人員基準に規定する医師を除く）、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算（Ⅰ）に加えて算定

14	療養食加算	7 円/回	13 円/回	19 円/回	療養食を提供した場合、1 日につき 3 回を限度として算定
15	退所時栄養情報連携加算	74 円/回	147 円/回	220 円/回	・厚生労働大臣が定める特別食（疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者の為の流動食、経管栄養の為の濃厚流動食、特別な場合の検査食）を必要とする入所者、又は、低栄養状態にあると医師が判断した入所者が対象 ・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対し、栄養管理に関する情報を提供する場合、1 月につき 1 回を限度に算定
16	再入所時栄養連携加算	209 円/回	418 円/回	627 円/回	入所時に経口摂取していた者が医療機関に入院し、医師が、別に厚生労働大臣が定める特別食等を提供する必要性を認めた場合で、退院後直ちに再入所する際、施設の管理栄養士が、医療機関の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を策定した場合に 1 回を限度として算定
17	緊急時治療管理加算	542 円/回	1,083 円/回	1,624 円/回	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となる入所者に対し、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合、1 回に連続する 3 日を限度とし、月 1 回に限り算定
18	特定治療	医科診療報酬点数表			やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療について、老人医科診療報酬点数表により算定する点数に 10 円を乗じた額を算定
19	所定疾患施設療養費（Ⅰ）	250 円/日	500 円/日	750 円/日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪などにより治療を必要とする入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定。（Ⅰ）は、診断・診断日・実施した処置等を診療録に記載し、前年度における実施状況を公表している場合に、1 月に 1 回、連続する 7 日間を限度として算定。
	所定疾患施設療養費（Ⅱ）	502 円/日	1,004 円/日	1,505 円/日	（Ⅱ）は、（Ⅰ）に加え、施設医師が感染症対策に関する研修を受講している場合に、1 月に 1 回、連続する 10 日間を限度として算定
20	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	54 円/日	107 円/日	160 円/日	当該施設が、厚生労働大臣が定める基準（在宅復帰・在宅療養支援等指標）に適合するものとして都道府県知事に届け出た場合、入所者全員について算定
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	54 円/日	107 円/日	160 円/日	
21	外泊時費用	379 円/日	757 円/日	1,135 円/日	居宅などへ外泊をされた場合に算定。外泊初日と最終日は施設基本利用料となる（中 6 日限度） 外泊中も居住費、室料差額（ユニット型個室利用時）がかかります
22	外泊時費用 （在宅サービスを利用する場合）	836 円/日	1,672 円/日	2,508 円/日	居宅へ外泊し、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合に算定。外泊初日と最終日は施設基本利用料となる。（中 6 日限度）外泊中も居住費、室料差額（ユニット型個室利用時）がかかります
23	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	471 円/回	941 円/回	1,411 円/回	入所期間が 1 月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に当該入所者等が退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合、1 回を限度として算定

	入所前後訪問指導加算 (Ⅱ)	502 円/回	1,004 円/回	1,505 円/回	入所期間が 1 月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に当該入所者等が退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合、1 回を限度として算定
24	試行的退所時指導加算	418 円/回	836 円/回	1,254 円/回	退所が見込まれる入所期間が 1 月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から 3 月の間に限り、1 月に 1 回を限度として算定
25	退所時情報提供加算 (Ⅰ)	523 円/回	1,045 円/回	1,568 円/回	入所者が居宅へ退所した場合、退所後の主治医に対し、入所者の同意を得て、診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合、1 回に限り算定
	退所時情報提供加算 (Ⅱ)	262 円/回	523 円/回	784 円/回	入所者が医療機関へ退所した場合、退所後の医療機関に対し、入所者の同意を得て、診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合、1 回に限り算定
26	入退所前連携加算 (Ⅱ)	418 円/回	836 円/回	1,254 円/回	入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、退所に先立って、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供し、かつ、指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、1 回を限度として算定。
	入退所前連携加算 (Ⅰ)	627 円/回	1,254 円/回	1,881 円/回	上記に加え、入所予定日前 30 日以内又は、入所後 30 日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合に算定。
27	訪問看護指示加算	314 円/回	627 円/回	941 円/回	退所時に、医師が指定訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合に、1 回を限度として算定
28	口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	94 円/月	188 円/月	282 円/月	次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に算定 ・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の助言・指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理に係る計画が作成されている ・ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月 2 回以上行うこと ・ 歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと ・ 歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること
	口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	115 円/月	230 円/月	345 円/月	上記 (Ⅰ) に加え、口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理に適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

29	褥瘡マネジメント加算 (I)	4 円/月	7 円/月	10 円/月	以下の要件を満たした場合算定 ・入所者ごとに、入所時に、褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、その後少なくとも 3 月に 1 回評価 ・評価結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報等を活用している ・入所時、褥瘡が認められ、又は褥瘡発生リスクがあるとされた入所者ごとに、医師・看護師・介護職員・管理栄養士・介護支援専門員その他の職種が共同し、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している ・入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録している ・上記評価に基づき、少なくとも 3 月に 1 回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している
	褥瘡マネジメント加算 (II)	14 円/月	27 円/月	41 円/月	上記(I)の算定要件を満たしている施設において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者について、褥瘡が完治したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生が無い場合に算定
30	排せつ支援加算 (I)	11 円/月	21 円/月	32 円/月	以下の要件を満たす場合に算定 ・排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が、入所時に評価するとともに、少なくとも 3 月に 1 回評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること ・評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師・看護師・介護支援専門員等が共同して排せつ介護に要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ・評価に基づき、少なくとも 3 月に 1 回、入所者ごとに支援計画を見直していること
	排せつ支援加算 (II)	16 円/月	32 円/月	47 円/月	(I) の算定要件を満たしている施設において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、以下のいずれかの場合に算定 ・施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない ・又は、おむつ使用ありから使用なしに改善 ・又は、入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと
	排せつ支援加算 (III)	21 円/月	42 円/月	63 円/月	(I) の算定要件を満たしている施設において、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、以下の場合に算定。 ・施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない ・又は入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと ・かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること

31	夜勤職員配置加算	25 円/日	50 円/日	75 円/日	入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う看護・介護職員を配置している
32	安全対策体制加算	21 円/回	42 円/回	63 円/回	外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に1回を限度として算定
33	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	147 円/回	293 円/回	439 円/回	以下の要件を満たす場合に、退所時に1回を限度に算定。 ①医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講している ②入所後1月以内に、状況に応じて処方内容を変更する可能性があることを主治医に説明し、合意を得ている。 ③入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、施設医師と主治医が共同し、入所中に処方内容を総合的に評価・調整し、かつ、指導を行うこと ④入所中に処方内容に変更があった場合は、医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、多職種で確認を行うこと ⑤入所時と退所時の処方内容に変更がある場合、変更の経緯、変更後の状態等について、退所時又は退所後1か月以内に主治医に情報提供を行い、内容を診療録に記載している
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	74 円/回	147 円/回	220 円/回	以下の場合に、退所時に1回を限度に算定 ・上記（Ⅰ）イの要件①④⑤のいずれにも適合している ・入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に処方内容を総合的に評価・調整し、かつ、指導を行うこと
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	251 円/回	502 円/回	753 円/回	上記（Ⅰ）イ又はロを算定しており、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	105 円/回	209 円/回	314 円/回	上記（Ⅱ）を算定しており、退所時に処方されている内服薬が、入所時に比べ1種類以上減少していること
34	自立支援促進加算	314 円/月	627 円/月	941 円/月	以下の要件を満たした場合に算定 ・医師が入所者ごとに、自立支援に係る医学的評価を入所時に行い、その後少なくとも3月に1回、医学的評価の見直しを行うとともに、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援の促進のために必要な情報を活用している ・上記の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師・看護師・介護職員・介護支援専門員、その他職種が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、計画に従ったケアを実施している ・医師の医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している ・医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加している

35	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	42 円/月	84 円/月	126 円/月	以下の要件を満たす場合算定 ・入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	63 円/月	126 円/月	189 円/月	上記（Ⅰ）に加え、疾病、服薬状況等の情報を、厚生労働省に提出していること
36	協力医療機関連携加算（Ⅰ）	令和7年3月31日まで			・協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定 ・協力医療機関が、以下3要件を満たしている場合は（Ⅰ）を、それ以外の場合は（Ⅱ）を算定する ①入所者が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応する体制を常時確保している ②診療の求めがあった場合、診療体制を常時確保している ③入院を要すると認められた入所者の入院を、原則、受け入れる体制を確保している
		105 円/月	209 円/月	314 円/月	
	協力医療機関連携加算（Ⅱ）	令和7年4月1日以降			
		53 円/月	105 円/月	157 円/月	
37	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	11 円/月	21 円/月	32 円/月	以下の要件を満たす場合算定 ・協定締結医療機関との間で、新興感染症発生時の連携体制を構築している ・協力医療機関との間で、一般的な感染症発生時の連携体制を構築している ・医療機関や医師会が行う感染対策に関する研修会に、年1回以上参加し、助言や指導を受けている
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	6 円/月	11 円/月	16 円/月	感染対策にかかる一定の要件を満たす医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定
38	新興感染症等施設療養費	251 円/日	502 円/日	753 円/日	新興感染症発生時に、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で、感染した高齢者を施設内療養した場合に、1月に1回、連続する5日間を限度に算定
39	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11 円/月	21 円/月	32 円/月	以下の要件を満たす場合に算定 ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	105 円/月	209 円/月	314 円/月	上記（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たす場合に算定。 ・上記データにより、業務改善の取組による効果が確認されている ・見守り機器等のテクノロジー等を複数導入している ・職員間の適切な役割分担の取組等を行っている ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う

40	サービス提供体制強化加算 (I)		23 円/日	46 円/日	69 円/日	介護職員のうち介護福祉士の占める割合 80%以上、もしくは勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上
	サービス提供体制強化加算 (II)		19 円/日	38 円/日	57 円/日	介護職員のうち介護福祉士の占める割合 60%以上
41	令和 6 年 5 月まで	介護職員処遇改善加算 (I)	総単位数に 3.9%を乗じた単位数			介護職員の賃金改善案等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合
		特定処遇改善加算 (I)	総単位数に 2.1%を乗じた単位数			介護職員の賃金改善案等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合
		介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数に 0.8%を乗じた単位数			介護職員の賃金改善案等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合
42	令和 6 年 6 月以降	介護職員等処遇改善加算 (I)	総単位数に 7.5%を乗じた単位数			職場環境の改善、賃金体系の整備、研修の実施等、介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合。 さらに、資格や経験に応じた昇給の仕組み、職員の定着促進、経験・技能のある介護職員を事業者内で一定割合以上配置している場合。
43	夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		所定単位数の 97%を算定			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合
44	入所定員の超過		所定単位数の 70%を算定			入所者の数が入所軒院を超える場合
45	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合		所定単位数の 70%を算定			医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合
46	ユニットケアの体制が未整備の場合		所定単位数の 97%を算定 (ユニット型個室のみ)			以下の基準を満たさない場合。 ・日中、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること ・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること
47	身体拘束廃止未実施減算		所定単位数の 10%を減算			身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなかった場合、入所者全員について減算 ・身体的拘束等を行う場合には記録をすること ・委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること ・身体拘束適正化のための指針を整備すること ・介護職員その他の従事者に対し、研修を定期的実施すること
48	安全管理体制未実施減算		-6 円/日	-11 円/日	-16 円/日	運営基準における事故の発生又は再発を防止する為の措置が講じられていない場合
49	栄養管理の基準を満たさない場合の減算		●-15 円/日	-30 円/日	-44 円/日	栄養士又は管理栄養士を 1 以上配置しておらず、又は入所者の栄養状態の維持・改善を図るよう各入所者の状態に応

				じた栄養管理を計画的に行っていない場合、減算。
50	高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算		虐待の発生又は再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。 ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を、従業者に周知徹底する。 ・虐待防止のための指針を整備する。 ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
51	業務継続計画未策定 減算	所定単位数の 3.0%を減算		以下の基準に適合していない場合。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。 ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。 ※令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

(3) その他の費用

	項 目	料 金	内 容
1	日常生活品費	255 円/日 (非課税)	日用品として、個人的に使用していただくタオル類、おしぼり等、施設で用意するものをご利用頂く場合
2	教養娯楽費（クラブ活動費）	実費	個人的に行なうレクリエーション、趣味活動等で使用する折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等の遊具など、施設で用意する物をご利用頂く場合
3	テレビ使用料	165 円/日 (税込)	個人的に、居室でテレビを観賞する場合
4	電気使用料金	別途参照	お持ち頂けない物もある為、個別的に電化製品をお持ち頂く場合はご相談下さい（別途契約が必要です）
5	理美容費	別途参照	ご希望され、実施された場合に別途料金が発生します
6	写真代	22 円/枚 (税込)	施設内行事等で撮った写真の購入をご希望された場合
7	特別室利用料	550 円/日 (税込)	ユニット型個室にご入所された場合に発生する料金です。外泊中も発生します
8	予防接種（インフルエンザ等）	実費	ご希望者に対する予防接種料金
9	委託洗濯代	別途参照	個人的に委託業者との契約に基づき、お申込みされた場合に毎月別途料金が発生します
10	コピー代（サービス提供記録）	22 円/枚 (税込)	ご希望され、複写物を交付した場合
11	文書料	実費相当分	書類により異なります
12	死亡診断書料	11,000 円/1 通 (税込)	施設内で施設医師が死亡確認し、死亡診断書を発行した場合
13	死後処置料	22,000 円 (税込)	施設内で死亡され、死後の処置や全身保清等をした場合

(4) 支払い方法

毎月 10 日以降に前月分の請求をいたしますので 14 日以内にお支払い下さい。お支払方法は現金払い、口座引落しのいずれかから、ご契約の際にお選びください。

4. 緊急時の対応

ご利用者様の容態に変化等（急変）があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族へ速やかに連絡します。病状によっては、当施設に再入所できず、そのまま入院を継続しなければならなかったり、その後、他の病院に転院しなければならなかったりする場合があります。

5. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族に連絡をするとともに、保険者及び協力医療機関等に連絡をとる等必要な措置を講じます。事故内容については、状況を記録し、再発防止に努めます。事故が故意・過失による場合は、損害賠償します。故意・過失によらない場合や利用者に重過失がある場合は、この限りではありません。

6. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等は速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・三愛会総合病院：埼玉県三郷市彦成 2-342 TEL：048-958-3111
- ・入谷歯科：東京都台東区入谷 1-11-16 TEL：03-3872-2328
- ・南流山リーフ歯科クリニック：千葉県流山市大字木 402 番地ヤオコー南流山店 TEL：04-7189-7431

7. 非常災害対策

- ・災害時の対応 消防計画規定により、生命の安全を最優先に避難します。
- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火戸、排煙設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、粉末消火設備等
- ・防災訓練 年 2 回以上（内 1 回は、夜間を想定した訓練を行ないます）
- ・防火管理者 事務長

8. 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 午前 10 時～午後 8 時
- ・外出・外泊 事前に届出書を記入（最長で、1 ヶ月につき中 6 日）
- ・設備・備品の利用 備え付けの物を利用、無断使用は禁止
- ・飲食物の持ち込み 置き去り・預かりは原則不可（施設で許可した物に限る）
- ・金銭・貴重品の持ち込み 原則不可（個人管理：破損・紛失盗難には責任は負いかねます）
- ・飲酒・喫煙 原則禁止
- ・施設外での受診 入所中、他医療機関への受診は施設医師の指示がないと出来ません。希望される場合は、支援相談員か各フロアの介護・看護職員にご相談下さい。
- ・薬の処方 入所中は、施設医師が利用者の状態にあわせて処方します。他医療機関にて、薬（内服薬、点眼薬、軟膏、湿布等）処方ではできません。
- ・所持品 持ち物にはすべて記名をお願い致します。
- ・退所希望 1 週間前までに（急変時を除く）、退所申込書をご提出下さい。
- ・その他 施設内での特定の政治活動、宗教活動、営利行為はご遠慮下さい。

9. 要望および苦情等の相談

(1) 当事業所の相談・苦情の受付窓口

電話 048-930-5591

(受付時間 8:30~17:30)

FAX 048-935-5025

(24時間受付)

*要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応致しますが、備え付けのご意見箱をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(担当職員) 支援相談員 介護支援専門員 総務課

(2) その他 役場、国保連の介護保険の窓口でもご相談いただけます。

主な窓口 ◇ 草加市役所 健康推進部 地域介護課

TEL 048-922-0151

◇ 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係

TEL 048-824-2568

主治医意見書閲覧に関する同意について

介護老人保健施設「草加ロイヤルケアセンター入所」サービスを利用するにあたり、介護保険更新時及び区分変更時に使用される主治医意見書を閲覧させていただきます。

個人情報に関する同意について

介護老人保健施設「草加ロイヤルケアセンター入所」サービスを利用するにあたり、市区町村への情報提供、利用者急変時の医療機関への情報提供、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員とのサービス担当者会議、施設内のサービス担当者会議、また介護保険サービスの質の向上の為に学会、研究会等での事例発表（この場合、利用者個人を特定できないように、仮名等を使用することを厳守します）等で、利用者である私及び家族の個人情報をういさせていただきます

貴重品管理に関する同意について

入所生活で必要とする補助具（眼鏡・（コンタクトレンズを含む）・義歯・補聴器）をご自身で管理できる方は自己管理して頂きます。

1. 破損、紛失の可能性があるため、衣類のポケットでの一時保管には十分にご注意ください。
2. ティッシュやハンカチに包まず、必ず専用容器で保管して下さい。
3. 利用者様の状態により施設の職員が補助具の装具・着脱・洗浄・収納をお手伝い致しますが、故意または過失による破損以外の賠償責任を負いかねます。

その他の利用料希望確認表

項目	料金	内容	希望確認
日常生活品費	255 円/日 (非課税)	日常生活品費として、個人的に使用していただくタオル類、おしぼり等、施設で用意するものをご利用いただく場合	希望する・希望しない
テレビ利用料	165 円/日 (税込)	個人的に居室(ユニット)でテレビ観賞する場合	希望する・希望しない

介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンター入所にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて以下の項目を説明し、同意を得て交付いたしました。

____年 ____月 ____日

事業者 事業者名 草加ロイヤルケアセンター
住 所 埼玉県草加市柿木町 123-2
代表者名 理事長 中村 哲也 印

説明者 _____ 印

- ☐ 重要事項説明書 ☐ 主治医意見書閲覧に関する同意
- ☐ 個人情報に関する同意 ☐ 貴重品管理に関する同意
- ☐ その他の利用料希望確認表

介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンター入所にあたり、本書面に基づいて上記の項目について説明を受け、同意をし、交付を受けました。

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 印

利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が身元引受人（連帯保証人）として判断・対応します。
(契約時において判断が下せない場合、下記の方をご契約当事者とさせていただきます。)

住 所 _____
氏 名 _____ 印

入 所 契 約 書

(2024 年 8 月 1 日現在)

様（以下、「利用者」といいます）と介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンター（以下、「当施設」といいます）は、当施設が利用者に対して行う介護老人保健施設サービスについて、次のとおり契約します。

連帯保証人 は、利用者の契約内容において一切の責任を負います。契約が自動更新された場合及び本契約第 2 条 2 項の場合も同様とします。なお、本契約第 7 条の料金及び重要事項説明書の料金についての連帯保証責務は、署名捺印欄記載の極度額を上限とします。

（契約の目的）

第 1 条 当施設は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指したサービスを提供します。

利用者は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことを本契約の目的とします。

（契約の期間）

第 2 条 本契約の有効期間は、 年 月 日から当施設退所日までとします。但し、連帯保証人等に変更が合った場合は、新たに契約を行うことで入所継続とします。

2 利用者は、前項に定める事項のほか、利用者の状態に著しい変化があり退所した場合、当施設を利用しない期間が概ね 1 か月以内の際は初回利用時の契約を繰り返し使用して、当施設を利用することができるものとします。

3 契約満了の 10 日前までに、利用者から当施設に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護 1～要介護 5）と認定された場合、契約は自動更新されるものとします。

（施設サービス計画）

第 3 条 当施設は次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- ① 利用者についての目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ② 必要に応じて施設サービス計画を変更します（原則、3 ヶ月に 1 回）
- ③ 施設サービス計画の作成及び変更に際してはその内容を利用者又は連帯保証人に説明します。

（介護保健施設サービスの内容）

第 4 条 介護老人保健施設サービスの提供場所は、草加ロイヤルケアセンターです。

所在地、設備の概要及びサービスの内容は【重要事項説明書】に記載の通りです。

2 事業者は、第 3 条に定めた介護老人保健施設サービス計画にそって施設サービスを提供しま

す。当施設は、サービスの提供にあたり、その内容について利用者又は連帯保証人に説明します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態に応じて、適切なサービスを提供します。

3 利用者は、介護老人保健施設サービスの変更を希望する場合は、当施設に申し出ることができます。その場合、当施設は可能な限り利用者の希望にそうようにします。

(要介護認定の申請に係る援助)

第5条 当施設は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。

2 当施設は、利用者が希望する場合、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録)

第6条 当施設は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管をします。

2 利用者は、当施設の営業時間内に、当該利用者に関する前項のサービス提供記録を閲覧できます。(施設外持ち出し禁止)

3 利用者は、当該利用者に関する前項のサービス提供記録の写しの交付を有料にて受けることができます。ただし、連帯保証人、その他の者(代理人を含みます)から申し出が合った場合には、利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(料金)

第7条 利用者又は連帯保証人は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2 当施設は、当月の利用料金について請求書に明細書を付して、翌月10日以降に利用者又は連帯保証人の指定する送付先に請求いたします。

3 利用者又は連帯保証人は、当月の料金の合計額を翌月27日までに口座引落の方法で支払います。

4 当施設は、利用者又は連帯保証人から料金の支払いを受けたときは、利用者又は連帯保証人が指定する送付先に対して領収書を送付します。再発行はいたしません。

(契約の解約及び終了)

第8条 利用者は、当施設に対して契約の終了希望日の7日前までに文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院でやむを得ない事情がある場合は、即時契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

尚、④⑤⑥については即時退所としこの契約を解約することができます。

① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合

② 事業所において定期的に実施される入所継続判定会議で、退所して居宅において生活ができると判断された場合

③ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用いただくことができない場合

④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業所での適切な介護保健施設サービスの提供範囲を越えると判断された場合

- ⑤ 利用者が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（暴力・セクハラ・窃盗・器物破損等）を行った場合
 - ⑥ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に影響を及ぼす恐れがあり、又は、利用者が自傷行為を起こすなどこの契約を継続しがたい事情が生じた場合
- 3 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合
- 4 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者が医療機関に入院した場合
 - ③ 利用者が死亡した場合若しくは被保険者資格を喪失した場合

（身体拘束）

第9条 当施設は、サービス提供にあたり、利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子にテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。ただし、利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合は、施設長（医師）が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。（「別紙 身体拘束についての取り扱い要領」遵守）

（退所時の援助）

第10条 当施設は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることになる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

（秘密保持）

第11条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙（個人情報の利用目的）の通り定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡
 - ② 介護保険サービスの利用のための市区町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者等への情報提供
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否情報を行政に提供する場合等）
 - ⑥ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究等。尚、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第12条 当施設は、利用者に対し、医師の医学的な判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門医療機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び連帯保証人が指定する者に対し、緊急に連絡をします。

(事故発生時の対応)

第13条 当施設は、介護保健施設サービス提供等により事故が発生した場合、利用者に対し、必要な措置を講じます。

2 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼します。

3 当施設は、速やかに連帯保証人及び家族に連絡をするとともに、保険者又は保険者の指定する行政機関に対して連絡をします。

(賠償責任)

第14条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び家族等は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(相談・苦情対応)

第15条 事業者は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

担当者	支援相談員 介護支援専門員 総務課	
電 話	048-930-5591	(8:30~17:30)
FAX	048-935-5025	(24時間受付)

公的機関においても苦情の申し出ができます。

草加市役所 健康推進部 地域介護課	埼玉県国民健康保険団体連合会
電話：048-922-0151	電話：048-824-2568
FAX：048-922-3091	FAX：048-824-2561

(本契約に定めのない事項)

第16条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(利用者代理人)

第17条 利用者は、連帯保証人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

(裁判所管轄)

第 18 条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所を管轄する裁判所を第 1 審管轄裁判所とすることを予め合意します。

本契約を証するため、利用者、事業者は署名又は記名押印のうえ、本契約書を 2 通作成し、利用者、事業者が各 1 通ずつ保有します。

契約締結日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

契約者名

事 業 者	事業者名	草加ロイヤルケアセンター	
	住 所	埼玉県草加市柿木町 1 2 3 - 2	
	代表者名	中村 哲也	印

利 用 者	住 所	_____	
	氏 名	_____	印

連帯保証人	住 所	_____	
	氏 名	_____	印

極 度 額 60 万円

※ 極度額とは、契約書 7 条の料金及び重要事項説明書の料金について、利用者が支払いをしなかった場合に、連帯保証人が引き受ける上限金額のことです。

利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が身元引受人として判断・対応します。
(契約時において判断が下せない場合、下記の方をご契約当事者とさせていただきます。)

住 所	_____	
氏 名	_____	印

【本契約書第7条2項の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

【本契約書第12条3項緊急時及び第13条3項事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

<別紙>

個人情報の利用目的（2024年4月1日現在）

介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンターでは、利用者の尊厳を守り、安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に係る利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業書との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －協力医療機関との定期的な会議における現病歴等の情報共有
 - －退所時に主治医に行う情報提供
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族への心身の状態説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払い機関へのレセプトの提出
 - －審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査期間への情報提供